

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 22 年 6 月 4 日 (金) 第 8 1 9 9 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (362) (福祉保健課) 2 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (363) (水・大気環境課) 2 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人の決定 (364) (景観まちづくり課) 3 家畜伝染病予防法による消毒方法の実施の命令 (365) (畜産課) 3 保安林の指定予定 (366) (森林・林業総室) 4 保安林の指定の解除予定 (2 件) (367・368) (〃) 4 指定居宅サービス事業者の廃止 (369) (東部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止 (370) (〃) 5
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (14) (教育総務課) 5
◇ 公 告	調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3 件) (教育委員会教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第362号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	通所介護	平成22年5月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	小規模多機能型居宅介護事業所やしろ	倉吉市西福守町658	小規模多機能型居宅介護	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	株式会社健康サポートクラブ	鳥取市千代水四丁目68	介護予防通所介護	平成22年5月1日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	小規模多機能型居宅介護事業所やしろ	倉吉市西福守町658	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃

鳥取県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月27日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分

鳥取市玄好町の一部、南栄町の一部、美萩野一丁目の一部

(2) 使用の部分

追加する部分

鳥取市玄好町の一部、南栄町の一部、久末字橋本田の一部、美萩野一丁目の一部

鳥取県告示第364号

平成22年5月30日に執行した米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

宅地所有者のうちから選挙された当選人の氏名及び住所

氏 名	住 所
青 木 勇	米子市末広町173
池 吉 憲	米子市茶町84
岡 本 武 士	米子市万能町172
高 橋 務	米子市道笑町二丁目242
樋 野 朝 昭	米子市上福原七丁目8-7
福 原 則 昭	米子市日野町186
船 守 清 史	米子市加茂町二丁目166
保木本 茂 實	米子市東町167

鳥取県告示第365号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

口蹄疫^{てい}の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域の偶蹄類^{てい}の動物を飼養する施設（炭酸ソーダの4パーセント水溶液及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除く。以下「飼養施設」という。）

3 実施の期日

平成22年6月15日から同年7月14日まで

4 消毒方法及びその実施方法

炭酸ソーダの4パーセント水溶液等を用いて飼養施設に出入りする者の作業靴及び車両を消毒し、並びに消石灰等を用いて飼養施設の進入路等を消毒する。

鳥取県告示第366号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
倉吉市立見字宮ノ平ル333の1、大立字大亀谷1250の4、1250の10
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第367号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山ノ内東秋葉1144の45
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
ダム事業用地とするため

鳥取県告示第368号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

1の(1)に同じ。

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

1の(3)に同じ。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社保健企画	ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治813-2	平成22年5月24日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社保健企画	ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治813-2	平成22年5月24日	介護予防居宅療養管理指導

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年6月4日から施行する。

平成22年6月4日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課	鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課
				教育委員会事務局スポーツ振興課非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	教育委員会スポーツ振興課
略				略			
大山青年の家臨時任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	〃	大山青年の家臨時任用職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	〃
				妻木晩田遺跡事務所非常勤	試験種目ごとの得点及び合計得点		妻木晩田遺跡事務所

				職員（技術職員）採用試験	並びに順位（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	〃	
鳥取県立むきばんだ史跡公園非常勤職員（維持管理作業員・活用作業員）採用試験	面接試験の得点及び順位	〃	鳥取県立むきばんだ史跡公園				
鳥取県立学校非常勤職員（ホームページリニューアル支援員）採用試験	〃	〃	教育委員会高等学校課	鳥取県立学校非常勤職員（ホームページリニューアル支援員）採用試験	面接試験の得点及び順位	〃	教育委員会高等学校課
略				略			

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの。

2 試験の日時

平成22年9月6日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	とりぎん文化会館第1会議室（鳥取市尚徳町101-5）
倉吉会場	鳥取県中部総合事務所講堂（倉吉市東巖城町2）
米子会場	米子コンベンションセンター国際会議室（米子市末広町294）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学 (6) 食品衛生学
(7) 調理理論

5 受験手続

- (1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局（以下「生活環境局」という。）とする。

- (2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

- (3) 受験に関する書類の提出期間

平成22年6月28日（月）から同年7月9日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成22年7月9日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

- (1) 受験手数料 6,100円

- (2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成22年9月24日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成22年9月24日付けで通知する。

8 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

- (2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7185)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県立学校教室用パソコン等賃貸借（東部地区：5校分） 一式

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 73台

イ ノート型パーソナルコンピュータ 95台

ウ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年9月1日から平成26年8月31日まで

(4) 納入期限

平成22年8月31日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年6月4日（金）から同年7月16日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成22年6月11日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成22年6月4日（金）から同年7月16日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件をすべて満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年6月4日(金)から同月25日(金)までの日にインターネットのホームページ(物品調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年6月4日(金)から同月24日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月25日(金)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年7月12日（月）午前11時から同月16日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日（木）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成22年7月16日（金）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1） 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2） 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成22年6月25日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（4） 入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 多少の台数の増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成22年6月18日(金)までに変更公告を行うので、県公報又は電子調達システムを確認すること。

イ 台数以外の仕様の変更をした場合は、平成22年6月18日(金)までに変更した旨を県公報に公告し、及び電子調達システムに掲示するので、確認すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon.25, June, 2010

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon.16, July, 2010

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 15, July, 2010

(5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7698

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県立学校教室用パソコン等賃貸借(西部地区:4校分) 一式

ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 124台

イ ノート型パーソナルコンピュータ 3台

ウ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年9月1日から平成26年8月31日まで

(4) 納入期限

平成22年8月31日(火)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料(保守料等を含む。)の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額(紙入札にあっては、入札書

に記載された金額)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年6月4日(金)から同年7月16日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成22年6月11日(金)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成22年6月4日(金)から同年7月16日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件をすべて満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年6月4日(金)から同月25日(金)までの日にインターネットのホームページ(物品調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年6月4日(金)から同月24日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月25日(金)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年7月12日(月)午前11時から同月16日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成22年7月16日(金)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成22年6月25日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規

則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 多少の台数の増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成22年6月18日（金）までに変更公告を行うので、県公報又は電子調達システムを確認すること。

イ 台数以外の仕様の変更をした場合は、平成22年6月18日（金）までに変更した旨を県公報に公告し、及び電子調達システムに掲示するので、確認すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 25, June, 2010

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon.16, July, 2010

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 15, July, 2010

(5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7698

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年6月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

県立学校液晶プロジェクター等賃貸借 一式

ア 液晶プロジェクター	55台
イ プラズマディスプレイ	47台
ウ 周辺機器	一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年9月1日から平成28年8月31日まで

(4) 納入期限

平成22年8月31日（火）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成22年6月4日（金）から同年7月16日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成22年6月11日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成22年6月4日（金）から同年7月16日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものである

こと。

カ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びキの要件をすべて満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7698

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成22年6月4日(金)から同月25日(金)までの日にインターネットのホームページ(物品調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成22年6月4日(金)から同月24日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月25日(金)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成22年7月12日(月)午前11時から同月16日(金)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日(木)午後5時までとする。)

イ 開札日時

平成22年7月16日（金）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成22年6月25日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者には、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 多少の台数の増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成22年6月18日(金)までに変更公告を行うので、県公報又は電子調達システムを確認すること。

イ 台数以外の仕様の変更をした場合は、平成22年6月18日(金)までに変更した旨を県公報に公告し、及び電子調達システムに掲示するので、確認すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : projectors to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon.25, June, 2010

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon.16, July, 2010

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 15, July, 2010

(5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7698